

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	27・4・1 28・3・31	法人名	財務電子(株)
------	-------------------	-----	---------

別表八(一)
平二十七・四・一以後終了事業年度分

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「1」の計)		1	円	完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「1」の計)		17	円
関係法人株式等又はその関係人株式等	受取配当等の額 (別表八(一)付表「4」の計)	2	800,000	関係法人株式等又はその関係人株式等	受取配当等の額 (別表八(一)付表「4」の計)	18	800,000
	当期中に支払う負債利子等の額	3	4,511,719		当期中に支払う負債利子等の額	19	4,511,719
	連結法人に支払う負債利子等の額	4			特別利子の額	20	
	特別利子の額	5			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	21	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	6			超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	22	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	7			計 (19)-(20)-(21)+(22)	23	4,511,719
	計 (3)-(4)-(5)-(6)+(7)	8	4,511,719		平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	24	4,511,719
	総資産価値額 (36の計)	9	1,607,459,160		同上の各事業年度の関係法人株式等又は関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	25	131,916
	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額 (37の計)	10	47,000,000		負債利子控除割合 (25) (24) (小数点以下3位未満切捨て)	26	0.029
	受取配当等の額から 控除する負債利子等の額 (8)×(10) (9)	11	131,916		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (23)×(26)	27	130,839 円
受取配当等の額 (別表八(一)付表「8」の計)	12	300,000	受取配当等の額 (別表八(一)付表「8」の計)	28	300,000		
期末その他株式等の帳簿価額 (38の計)+(39の計)	13		平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度のその他株式等に係る負債利子等の額の合計額	29			
受取配当等の額から 控除する負債利子等の額 (8)×(13) (9)	14		負債利子控除割合 (29) (24) (小数点以下3位未満切捨て)	30			
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「14」の計)	15		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (23)×(30)	31	円		
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(11)+(12)-(14)×50%+(15)×(20%) (14)×50%	16	818,084	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「14」の計)	32			
			受取配当等の益金不算入額 (17)+(18)-(27)+(28)-(31)×50%+(32)×(20%) (31)×50%	33	819,161		

当年度実績による場合の総資産価値額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う 負債利子等の元本の 負債の額等	総資産価値額 (34)-(35)	期末関係法人株式等 又は期末関連法人株式 等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額
	34	35	36	37	38 株式及び出資等 受益権の帳簿価額 × $\frac{50又は25}{100}$
前期末現在額	700,098,979 円	2,100,000 円	697,998,979 円	23,500,000 円	円
当期末現在額	961,360,181 円	51,900,000 円	909,460,181 円	23,500,000 円	円
計	1,661,459,160 円	54,000,000 円	1,607,459,160 円	47,000,000 円	円

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書及び 別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書の作成のしかた

I 別表八(一)及び別表八(一)付表の作成の目的

これらの明細書は、法人が内国法人から受ける配当等の額について、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）（租税特別措置法第67条の6第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は平成27年改正前の法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）（平成27年改正前の租税特別措置法第67条の6又は第67条の7第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により、益金不算入の適用を受ける場合に作成します。

II 受取配当等の益金不算入額の計算式

(1) 証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の期中分配金

イ 当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合

$$\text{分配金} \times \frac{1}{2} \left(\text{外貨建等証券投資信託(注)は} \frac{1}{4} \right) = \text{配当等の額}$$

(注) 外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託の収益の分配は、この制度の対象から除かれています。この場合の外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、信託財産の75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされているものを特定外貨建等証券投資信託といいます。

ロ 当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合

益金不算入の適用を受けることはできません。

(2) 短期所有株式数

$$\text{基準日後2か月以内の譲渡株数} \times \frac{\text{基準日の持株数} \times \frac{\text{基準日以前1か月以内の取得株数}}{\text{基準日から1か月前の日の持株数} + \text{基準日以前1か月以内の取得株数}}}{\text{基準日の持株数} + \text{基準日後2か月以内の取得株数}} = \text{短期所有株式等の数}$$

(注) 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配があった場合には、上記算式の特例が適用されます。

(3) 負債利子

イ 当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合

(イ) 原則法

① 関係法人株式等（注1）に係るもの

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

$$\text{支払利子} \times \frac{\text{前期末の期末関係人株式等〔注2〕の簿価} + \text{当期末の期末関係人株式等〔注2〕の簿価}}{\left(\frac{\text{前期末の総資産} - \text{前期末の金, 特別償却準備金}}{\text{簿価}} + \frac{\text{前期末の圧縮積立} + \text{特別償却準備金}}{\text{簿価}} \right) + \left(\frac{\text{当期末の総資産} - \text{当期末の金, 特別償却準備金}}{\text{簿価}} + \frac{\text{当期末の圧縮積立} + \text{特別償却準備金}}{\text{簿価}} \right)} = \text{関係人株式等に} \\ \text{係る控除負債利子}$$

② その他株式等（注3）に係るもの

$$\text{支払利子} \times \frac{\left(\frac{\text{前期末の期末} + \text{前期末の受} + \frac{1}{2} \times \frac{\text{その他株式等} + \text{益権〔注5〕}}{\text{簿価}} \right)}{\left(\frac{\text{前期末の総資産} - \text{前期末の金, 特別償却準備金}}{\text{簿価}} + \frac{\text{前期末の圧縮積立} + \text{特別償却準備金}}{\text{簿価}} \right) + \left(\frac{\text{当期末の期末} + \text{当期末の受} + \frac{1}{2} \times \frac{\text{その他株式等} + \text{益権〔注5〕}}{\text{簿価}} \right)}{\left(\frac{\text{前期末の総資産} - \text{前期末の金, 特別償却準備金}}{\text{簿価}} + \frac{\text{前期末の圧縮積立} + \text{特別償却準備金}}{\text{簿価}} \right) + \left(\frac{\text{当期末の総資産} - \text{当期末の金, 特別償却準備金}}{\text{簿価}} + \frac{\text{当期末の圧縮積立} + \text{特別償却準備金}}{\text{簿価}} \right)} = \text{その他株式等に} \\ \text{係る控除負債利子}$$

(注) 1 「関係人株式等」とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6か月以上引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など（完全子法人株式等を除きます。）、平成27年改正前の法人税法第23条第6項に規定する関係人株式等といます。

なお、完全子法人株式等は、次の（注3）のとおりです。

2 「期末関係人株式等」とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、その事業年度終了の日以前6か月以上引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など（期末完全子法人株式等並びに特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人の株式又は出資を除きます。）、平成27年改正前の法人税法施行令第22条第3項《株式等に係る負債の利子の額》の規定により期末関係人株式等となるものをいいます。

なお、期末完全子法人株式等は、次の（注4）のとおりです。

3 「その他株式等」とは、完全子法人株式等及び関係人株式等のいずれにも該当しない株式又は出資（特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。）の受益権を含みます。）をいいます。

完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間の開始の日から当該計算期間の末日まで継続して内国法人とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等並びに特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人を除きます。）との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資など、平成27年改正前の法人税法第23条第5項に規定する完全子法人株式等をいいます。

なお、上記の計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額の支払に係る基準日の翌日からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間など、平成27年改正前の法人税法施行令第22条の2第2項《完全子法人株式等の範囲》に規定する計算期間をいいます。

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

4 「期末その他株式等」とは、期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式又は出資（特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。）の受益権を含みます。）をいいます。

なお、期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間にその事業年度開始の日からその終了の日まで継続して完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資など、平成27年改正前の法人税法施行令第22条第4項の規定により期末完全子法人株式等となるものをいいます。

5 公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託の受益権を除きます。

6 特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託の受益権は、「 $\times \frac{1}{2}$ 」が「 $\times \frac{1}{4}$ 」となります。

③ 完全子法人株式等に係るもの

完全子法人株式等に係る負債利子は控除する必要はありませんので、控除負債利子の額を計算する必要はありません。

(ロ) 簡便法

① 関係法人株式等に係るもの

支払利子 \times 期末関係法人株式等に係る基準年度実績控除割合 $=$ 関係法人株式等に係る控除負債利子

② その他株式等に係るもの

支払利子 \times 期末その他株式等に係る基準年度実績控除割合 $=$ その他株式等に係る控除負債利子

③ 完全子法人株式等に係るもの

完全子法人株式等に係る負債利子は控除する必要はありませんので、控除負債利子の額を計算する必要はありません。

ロ 当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合

(イ) 原則法

① 関連法人株式等（注1）に係るもの

支払利子 $\times \frac{\text{前期末の期末関連法人株式等〔注2〕の簿価} + \text{当期末の期末関連法人株式等〔注2〕の簿価}}{\left(\begin{array}{l} \text{前期末} \\ \text{総資産} - \text{金, 特別償却準備金} \\ \text{簿価} \quad \text{等} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{当期末} \\ \text{総資産} - \text{金, 特別償却準備金} \\ \text{簿価} \quad \text{等} \end{array} \right)} = \text{関係法人株式等に係る控除負債利子}$

② 完全子法人株式等（注3）、その他株式等（注4）又は非支配目的株式等（注5）に係るもの

完全子法人株式等、その他株式等又は非支配目的株式等に係る負債利子は控除する必要はありませんので、控除負債利子の額を計算する必要はありません。

(注)1 「関連法人株式等」とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など（完全子法人株式等を除きます。）、法人税法第23条第6項に規定する関連法人株式等といたします。

なお、上記の計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額の支払に係る基準日の翌日（当該翌日とその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日から起算して6か月前の日以前の日である場合など一定の場合には、当該6か月前の日の翌日など一定の日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間など、法人税法施行令第22条の3第2項（関連法人株式等の範囲）に規定する計算期間をいいます。

また、完全子法人株式等は、次の（注3）のとおりです。

- 2 「期末関連法人株式等」とは、内国法人が有する株式又は出資で当該内国法人の各事業年度終了の日の6か月前の日の翌日を計算期間の初日とし、当該事業年度終了の日を計算期間の末日とした場合に関連法人株式等となる株式又は出資など（期末完全子法人株式等を除きます。）、法人税法施行令第22条第2項（株式等に係る負債の利子の額）の規定により期末関連法人株式等となるものをいいます。

なお、上記の計算期間とは、（注1）の計算期間をいいます。

また、期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当該事業年度開始の日からその終了の日まで継続して完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資など、法人税法施行令第22条第3項の規定により期末完全子法人株式等となるものをいいます。

- 3 完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して内国法人とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資など、法人税法第23条第5項に規定する完全子法人株式等をいいます。

なお、上記の計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額の支払に係る基準日の翌日（当該翌日とその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日から起算して1年前の日以前の日である場合など一定の場合には、当該1年前の日の翌日など一定の日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間など、法人税法施行令第22条の2第2項（完全子法人株式等の範囲）に規定する計算期間をいいます。

- 4 「その他株式等」とは、完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式又は出資（特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。）の受益権を含みます。）をいいます。

なお、非支配目的株式等は、次の（注5）のとおりです。

- 5 「非支配目的株式等」とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合における当該他の内国法

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

人の株式又は出資など（完全子法人株式等を除きます。）、法人税法第23条第7項に規定する非支配目的株式等をいいます。

(ロ) 簡便法

① 関連法人株式等に係るもの

支払利子×期末関連法人株式等に係る基準年度実績控除割合＝関連法人株式等に係る控除負債利子

② 完全子法人株式等、その他株式等又は非支配目的株式等に係るもの

完全子法人株式等、その他株式等又は非支配目的株式等に係る負債利子は控除する必要はありませんので、控除負債利子の額を計算する必要はありません。

(4) 益金不算入額

イ 当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合

$$\text{益金不算入額} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

① 完全子法人株式等に係る受取配当等の額

② 関係法人株式等に係る受取配当等の額－関係法人株式等に係る控除負債利子の額

③ [その他株式等に係る受取配当等の額－その他株式等に係る控除負債利子の額]×50%

ロ 当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合

$$\text{益金不算入額} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

① 完全子法人株式等に係る受取配当等の額

② 関連法人株式等に係る受取配当等の額－関連法人株式等に係る控除負債利子の額

③ その他株式等に係る受取配当等の額×50%

④ 非支配目的株式等に係る受取配当等の額×20%

Ⅲ 計算基礎（設例より）

貸借対照表 抜すい

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
.....		
貸 倒 引 当 金	△30,000,000	負 債 合 計	333,606,273
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	
		
		利 益 剰 余 金	
		
		特 別 償 却 準 備 金	900,000
		土 地 圧 縮 積 立 金	51,000,000
		
資 産 合 計	931,360,181	負 債 ・ 純 資 産 合 計	931,360,181

申告参考事項 抜すい

12 受取配当等及び所得税の納付等に関する事項

- (1) 当期中における配当等の収入金額の明細等は、次のとおりであり、営業外収益として確定した決算に計上している。

銘柄等	株式等の取得年月日	配当等の計算期間	配当等の支払基準日	当期末における帳簿価額	配当等の金額	源泉所得税額等(※)	都道府県民税利子割額	本店所在地	備考
甲 株式	平17.10.19	平27.3.1 平27.8.31	平27.8.31	円	円 200,000	円 40,840	円	東京都千代田区	非上場株式
		平27.9.1 平28.2.29	平28.2.29	21,000,000	100,000	20,420	-	東京都千代田区	非上場株式
乙 株式	平21.8.4	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	23,500,000	800,000	163,360	-	東京都港区	非上場株式
丙 株式	平27.9.20	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	-	210,000	32,161	-	東京都中央区	上場株式
丁 株式	平17.11.2	-	-	600,000	-	-	-	東京都大田区	非上場株式
ユニット投資信託A	平27.8.4	平26.11.1 平27.10.31	-	2,100,000	120,000	18,378	-	-	公募証券投資信託
ユニット投資信託B	平27.3.9	平26.12.1 平27.11.30	-	900,000	50,300	7,703	-	-	公募証券投資信託

(※) 復興特別所得税を含む。

- (注) 1 所有株式数は、甲株式が50,000株で、乙株式が100,000株である。

なお、丙株式は、30,000株を取得したが、平成27年10月23日にその全株を譲渡した。

- 2 乙株式は関連法人株式等（保有割合40%）、丙株式は非支配目的株式等（保有割合3%）に該当し、甲株式は完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない（保有割合20%）。
- 3 丁株式については、その発行会社である丁株式会社会社の資産状態が著しく悪化し、価額が著しく低下したもので、当期において評価損1,400,000円を計上した。
- なお、丁株式は、関連法人株式等には該当しない。
- 4 ユニット投資信託は、特定株式投資信託には該当しない。
- 5 各社債の利払日は配当等の計算期間の末日の属する月の翌月末、銀行預金の利払日は平成28年2月15日である。

- (2) 当期中の負債利子の総額は4,511,719円であり、その内訳は次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|------------|
| ① A銀行からの証書借入金の利子 | 1,200,000円 |
| ② B銀行からの証書借入金の利子 | 1,454,000円 |
| ③ 商品の販売により受け取った受取手形の割引料 | 821,219円 |
| ④ その他の利子 | 1,036,500円 |

- (3) 前期末における総資産の帳簿価額等は、次のとおりである。

区 分	金 額
総資産の帳簿価額	700,098,979円
特別償却準備金及び圧縮記帳に係る引当金又は積立金の額等	2,100,000
差引総資産の帳簿価額	697,998,979

IV 作成のしかた

記載の手順

これらの明細書を記入する場合には、別表八(一)（受取配当等の益金不算入に関する明細書）の記入に先立って別表八(一)付表（受取配当等の額の明細書）を記入し、益金不算入の対象となる金額を計算します。

次に、別表八(一)（受取配当等の益金不算入に関する明細書）を記入しますが、この明細書の記入に当たっては、①法人税法施行令第22条第1項《当年度実績による負債利子等の計算》又は平成27年改正前の法人税法施行令第22条第1項及び第2項《当年度実績による負債利子等の計算》による場合には「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記入し、②法人税法施行令第22条第4項《基準年度実績による負債利子等の計算》又は平成27年改正前の法人税法施行令第22条第5項《基準年度実績による負債利子等の計算》による場合には「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記入します。

(注)1 上記②による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記入をする必要はありません。

2 法人税法施行令第22条第4項（当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合にあっては平成27年改正前の法人税法施行令第22条第5項）の規定は、平成27年4月1日（当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合にあっては平成22年4月1日。以下同じです。）に存する法人について適用がありますが、その法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの（その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの）であるその法人に限ります。

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

- ロ 内国法人から受けた利益の配当（分割型分割によるものを除きます。）の額
- ハ 内国法人から受けた剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）の額
- ニ 内国法人から受けた投資信託及び投資法人に関する法律第137条（金銭の分配）の金銭の分配（法人税法第24条第1項第3号《配当等の額とみなす金額》に規定する出資等減少分配を除きます。）の額
- ホ 内国法人から受けた資産の流動化に関する法律第115条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配の額
- ヘ 内国法人から受けた法人税法第24条の規定によるみなし配当の額
- ト 証券投資信託の収益の分配の額のうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額
- (イ) 当期が平成27年4月1日以前に開始した事業年度である場合
- 公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の収益の分配額（平成27年改正前の法人税法施行令第19条第1項《証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額》に規定する証券投資信託については2分の1（外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については4分の1）に相当する金額によります。なお、特定株式投資信託にあっては収益の分配額の全額に相当する金額によります。）
- (ロ) 当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合
- 特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配の額（収益の分配額の全額に相当する金額によります。）
- 設例の場合は、申告参考事項12(1)により、甲、乙及び丙株式会社について、300,000円、800,000円及び210,000円をそれぞれ⑥、②及び⑩に記入します。
- (2) ③、⑦及び⑩には、受取配当等の額（みなし配当の額を除きます。）の元本である株式等のうちに、その配当等の額の支払に係る基準日（信託の収益の分配にあっては、その計算の基礎となった期間の末日）以前1月以内に取得し、かつ、同日後2月以内に譲渡したもの（以下「短期所有株式等」といいます。）がある場合に、その短期所有株式等について受けた受取配当等の額を、①関連法人株式等（当期が平成27年4月1日以前に開始した事業年度である場合にあっては関係法人株式等）に係る配当等、②その他株式等に係る配当等、③当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合における非支配目的株式等に係る配当等とにそれぞれ区分して記入します。
- なお、同じ銘柄の一部につきその配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したものと同日後2月以内に譲渡したものとがある場合には、その該当するもの数は、法人税法施行令第19条《益金に算入される配当等の元本である株式等》の規定により、その配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したものとそれ以前から所有していたものが平均的にその末日後2月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。
- 設例の場合は、申告参考事項12(1)の（注1）によると丙株式の全株数が短期所有株式等に該当しますので、その配当金額の全額210,000円を⑩に記入します。

チェックポイント

☞ ②, ⑥又は⑫には、益金不算入の対象となる次のものを記入しているか。

- ① 剰余金の配当, 利益の配当, 剰余金の分配
- ② 中間配当
- ③ 名義株式に係る配当
- ④ 特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配
- ⑤ 当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合における証券投資信託（公社債投資信託, 外国投資信託, 特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。）に係る収益の分配 $\left(\frac{1}{2}\text{又は}\frac{1}{4}\right)$
- ⑥ みなし配当

☞ ②, ⑥又は⑫には、益金不算入の対象とならない次のものを記入していないか。

- ① 名義書換失念株に係る配当
- ② 信用取引に係る配当落調整額
- ③ 事業分量, 従事分量分配金
- ④ 契約者配当金
- ⑤ 相互会社の基金利息
- ⑥ 外国法人からの配当
- ⑦ 匿名組合契約に基づく利益分配金
- ⑧ 公益法人等又は人格のない社団等からの配当
- ⑨ 当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合における証券投資信託（特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。）を除きます。）に係る収益の分配

☞ ③, ⑦及び⑬には、短期所有株式等に係る配当等を記入しているか。

★ステップ2★当年度実績による負債利子の額の計算

区 分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (34)-(35)	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額	
	34	35	36	37	株式及び出資等 38	受益権の帳簿価額 $\times \frac{50\text{又は}25}{100}$ 39
前期末現在額	700,098,979 ^円	2,100,000 ^円	697,998,979 ^円	23,500,000 ^円		
当期末現在額	961,360,181	51,900,000	909,460,181	23,500,000		
計	1,661,459,160	54,000,000	1,607,459,160	47,000,000		

別表八(一)付表（受取配当等の額の明細書）の記入を終えたら、別表八(一)（受取配当等の益金不算入に関する明細書）の記入に移ります。

関連法人株式等（平成27年4月1日前に開始した事業年度にあっては関係法人株式等及びその他株式等）に係る受取配当等の益金不算入額は、受取配当等の合計額から当期に支払う負債の利子の額のうち

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

株式等に係る部分の金額を控除したネットの金額（平成27年4月1日前に開始した事業年度におけるその他株式等にあつては、当該ネットの金額の50%）です。

この場合の受取配当等の合計額から控除する負債の利子の額は、原則として当年度の実績に基づいて計算しますが、基準年度の実績に基づいて計算することもできます。

「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記入して計算するか、それとも「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記入して計算するかは、事業年度ごとにいずれが有利な方を選択することができます。

- 設例の場合は、まず「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記入して計算することにします。

この場合には、下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄を次により記入します。

(1) ㉔には、前期末及び当期末の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額を記入します。この場合、次のことに注意する必要があります。

イ 支払承諾見返勘定又は保証債務見返勘定のように単なる対照勘定として貸借対照表の資産の部及び負債の部に両建経理されている金額がある場合には、その資産の部に経理されている金額は、総資産の帳簿価額に含めません。

ロ 貸倒引当金の金額を金銭債権の額から直接控除する方法又は金銭債権の額から控除して取立不能見込額として貸借対照表の脚注に表示する方法（以下「注記の方法」といいます。）で計上されている等の場合には、その金額を加算した金額を金銭債権の帳簿価額とすることができます。

ハ 退職給付信託における信託財産の額が、退職給付引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている等の場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができます。

ニ 返品債権特別勘定の金額を売掛金から控除する形式により取立不能見込額として表示している場合又は引当金として計上している場合には、これらの金額を控除した残額を金銭債権の帳簿価額とします。

ホ 貸倒損失を金銭債権の額から控除する形式により取立不能見込額として表示している場合には、これを控除した残額を金銭債権の帳簿価額とします。

ヘ 補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定の金額がある場合には、これらの金額を控除した残額をその棚卸資産の帳簿価額とします。

なお、税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。

- 設例の場合は、金銭債権の額から貸倒引当金30,000,000円が控除されていますから、当期末の㉔には、貸借対照表に計上されている資産の部の合計額931,360,181円に30,000,000円を加算した961,360,181円を記入します。

(2) ㉕には、平成27年4月1日前に開始した事業年度にあつては次のイからホまでに掲げる金額の合計額からへに掲げる金額を減算した金額を、平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては次のイからホまで及びホに掲げる金額の合計額を記入します。なお、これらの金額も貸借対照表又は株主資本等変動計算書によって記入します。

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

- イ 圧縮積立金のように、固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額
 - ロ 特別償却準備金として積み立てている金額
 - ハ 土地の再評価に関する法律第3条第1項（土地の再評価）の規定により再評価を行った土地の同法第7条第2項（再評価差額金）に規定する再評価差額に相当する金額
 - ニ その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じです。）に係る評価益等相当額
 - ホ 法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額
 - ヘ その他有価証券に係る評価損等相当額
- （注） 圧縮記帳の適用を受けるために特別勘定として経理している金額は、35に記入する必要はありません。
- なお、税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記入します。
- 設例の場合の当期末の35には、剰余金の処分による土地圧縮積立金51,000,000円及び前期から繰り越した特別償却準備金の期末残高900,000円の合計額51,900,000円を記入します。

チェックポイント

 34の記入に当たっては、次の点に注意する必要があります。

- ① 貸借対照表に計上されている金額によっているか。
- ② 貸倒引当金を金銭債権の額からの控除方式としている場合には、金銭債権の額をその控除前の金額としているか。
- ③ 貸倒引当金を注記している場合には、その金額を金銭債権の額に加算しているか。
- ④ 金銭債権の額から返品債権特別勘定を控除しているか。
- ⑤ 金銭債権の額から貸倒損失を控除しているか。
- ⑥ 棚卸資産の価額から補修用部品在庫調整勘定、単行本在庫調整勘定を控除しているか。

 35の記入に当たっては、次の点に注意する必要があります。

- ① 圧縮積立金等を含めているか。
- ② 特別償却準備金を含めているか。
- ③ 圧縮記帳のための特別勘定の金額を含めていないか。

- (3) 37及び38には、前期末及び当期末の株式及び出資の税務計算上の帳簿価額の合計額（当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合で、特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。）及び特定投資信託があるときは、その帳簿価額を含めて記入します。）を、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合には①期末関係法人株式等に該当する株式及び出資等と②期末その他株式等に該当する株式及び出資等とにそれぞれ区分して記入し、当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合には37へ期末関連法人株式等について記入します（当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合には、38への記入は必要ありません。）。

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

この場合、公益法人等に対する出資を除き、当期に配当等がない株式又は出資も含めて記入することになっています。ただし、信用取引による買付株式で決済未了のものの帳簿価額は、含めないことができます。

なお、「前期末現在額」には、期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等とこれら以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の当期末現在額の金額をそのまま記入します。

● 設例の場合は、期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額の前期末現在額に23,500,000円、当期末現在額に23,500,000円（乙株式23,500,000円）をそれぞれ37に記入します。

(4) 39には、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合に、前期末及び当期末における税務計算上の帳簿価額により記入します。

なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益権についてはその帳簿価額の2分の1相当額 $\left(\frac{50}{100}\right)$ により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1相当額 $\left(\frac{25}{100}\right)$ によります。この場合、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度であるときは、当期に収益の分配があるかどうかにかかわらず記入します。

チェックポイント

 37から39までの記入に当たっては、次の点に注意する必要があります。

- ① 税務計算上の帳簿価額としているか。
- ② 剰余金の配当等のない株式等を除外していないか。
- ③ 外国法人に係る株式を含めていないか。
- ④ 人格のない社団等に係る出資を含めていないか。
- ⑤ 公益法人に係る出資を含めていないか。
- ⑥ 預託制のゴルフ会員券、レジャークラブ等の会員券を含めていないか。

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「1の計」)		1	円
関係法人株式等 は 関 連 法 人 株 式 等	受取配当等の額 (別表八(一)付表「4の計」)	2	800,000
	当りに支払う負債利子等の額	3	4,511,719
	連結法人に支払う負債利子等の額	4	
	特別利子の額	5	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多金額)	6	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	7	
	計 (3)-(4)-(5)-(6)+(7)	8	4,511,719
	総資産価値額 (36の計)	9	1,607,459,160
	期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等の帳簿価額 (37の計)	10	47,000,000
	受取配当等の額から (8)× $\frac{(10)}{(9)}$ 控除する負債利子等の額	11	131,916
その 他 株 式 等	受取配当等の額 (別表八(一)付表「8の計」)	12	300,000
負債利子等の額の計算	期末その他株式等の帳簿価額 (38の計)+(39の計)	13	
	受取配当等の額から (8)× $\frac{(13)}{(9)}$ 控除する負債利子等の額	14	
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「14の計」)		15	
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(11)+(12)-(14)×50%+(15)×(20% 受取配当)		16	818,084

次に「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄は、次により記入します。

- (1) ②又は⑫には、ステップ1の別表八(一)付表(受取配当等の額の明細書)の①の「計」の金額又は⑧の「計」の金額を移記します。

● 設例の場合は、②に800,000円を、⑫に300,000円を記入します。

- (2) ③には、当りに支払う負債の利子等の額を記入します。

この場合の負債の利子には、一般の借入利子のほか、手形の割引料、社債発行差金その他経済的な性質が利子に準ずるものが含まれます。

● 設例の場合は、申告参考事項12(2)により、4,511,719円を記入します。

- (3) ④には③の金額のうち法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記入します。

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

(4) ⑤には、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合に、平成27年改正前の租税特別措置法第67条の7第1項《損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例》に規定する特別利子の額を記入します。

(5) ⑨には下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の③⑥の「計」の金額を、⑩には③⑦の「計」の金額を、⑬には当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合に③⑧の「計」と③⑨の「計」との合計額をそれぞれ移記します。

● 設例の場合は、⑨には1,607,459,160円を、また、⑩には47,000,000円をそれぞれ記入します。

(6) ⑩には、次により計算した金額を記入します。

イ 租税特別措置法第67条の7《保険会社の受取配当等の益金不算入の特例》の規定の適用を受ける場合

$$\text{①} + (\text{②} - \text{⑪}) + (\text{⑫} - \text{⑭}) \times 50\% + \text{⑮} \times 40\%$$

ロ イ以外の場合

$$\text{①} + (\text{②} - \text{⑪}) + (\text{⑫} - \text{⑭}) \times 50\% + \text{⑮} \times 20\%$$

なお、この金額が「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の益金不算入額ですから、これを別表四（所得金額の計算に関する明細書）の「減算」欄の⑭（「総額①」及び「社外流出③※」）に移記します。

● 設例の場合は租税特別措置法第67条の7の規定の適用はありませんので、⑩には上記ロにより計算した818,084円を記入します。

チェックポイント

🔍 支払利子の範囲（③、⑨又は⑭）について、次の点に注意する必要があります。

○ 支払利子に含まれるもの

- ① 借入金利子
- ② 支払手形の割引料負担額
- ③ 従業員預り金の利子
- ④ 営業保証金の利子
- ⑤ 敷金の利子
- ⑥ 支払留保の売上割戻しに係る利子
- ⑦ 預り金の利子
- ⑧ 割賦購入資産に係る損金計上支払利子
- ⑨ 輸入決済手形借入金利子
- ⑩ 固定資産の取得価額に算入した利子
- ⑪ 社債発行差金の償却費

○ 支払利子に含まれないもの

- ① 利子税
- ② 延滞金
- ③ 売上割引料

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

★ステップ3★基準年度実績による負債利子の計算等

基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「1」の計)		17	円
関係 法人 株式 等 又 は 関 連 法 人 株 式 等 の 計 算	受取配当等の額 (別表八(一)付表「4」の計)	18	800,000
	当期に支払う負債利子等の額	19	4,511,719
	特別利子の額	20	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入 額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」に別表十七(二)「25」のうちいる額)	21	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三「10」)	22	
	計 (19)-(20)-(21)+(22)	23	4,511,719
	平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間 又は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間 に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	24	4,511,719
	同上の各事業年度の関係法人株式等 又は関連法人株式等に係る負債利子等 の額の合計額	25	131,916
	負債利子控除割合 (25) (24) (小数点以下3位未満切捨て)	26	0.029
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (23)×(26)	27	130,839円
そ の 他 株 式 等 の 計 算	受取配当等の額 (別表八(一)付表「8」の計)	28	300,000
	平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間 に開始した各事業年度の他の株式等に係る 負債利子等の額の合計額	29	
	負債利子控除割合 (29) (24) (小数点以下3位未満切捨て)	30	
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (23)×(30)	31	円
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表「14」の計)		32	
受取配当等の益金不算入額 (17)+(18)-(27)+(28)-(31)×50%+(32)×(20%又は10%)		33	819,161

「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄は、法人の選択により、「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄の記入に代えて、次により記入することができます。

(1) ⑲には、当期に支払う負債の利子等の額を記入します。

この場合の負債の利子には、一般の借入利子のほか、手形の割引料、社債発行差金その他経済的な性質が利子に準ずるものが含まれます。

● 設例の場合は、4,511,719円を記入します。

(2) ⑳には、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合に、平成27年改正前の租税特別措置法第67条の7第1項に規定する特別利子の額を記入します。

(3) ㉑には、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合にあっては平成22年4月1日か

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

ら平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度において支払った負債利子等の額の合計額を、当期が平成27年4月1日以後に開始する事業年度である場合にあっては平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度において支払った負債利子等の額の合計額を記入します。

(注) これらの事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債の利子の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債の利子の額のない事業年度の負債の利子の額は⑳に含めません。

● 設例の場合は、当期の支払利子の額の合計額4,511,719円を記入します。

- (4) ㉔には、㉒に記入した金額に係る各事業年度において関連法人株式等（当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合には関係法人株式等）の配当等の額から控除すべきものとして計算した負債の利子の額の合計額を記入します。

この場合、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき平成27年改正前の法人税法第23条及び平成27年改正前の法人税法施行令第22条第1項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額又は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき法人税法第23条及び法人税法施行令第22条第1項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記入することになりますので、注意してください。

なお、控除すべきものとして計算した負債の利子の額が受取配当等の合計額を超えるため益金不算入額が生じなかった事業年度又は受取配当等はあるが益金不算入の適用を受けなかった事業年度における金額も全て㉔に含めることに留意してください。

● 設例の場合は、当期の控除すべき負債利子の額131,916円を記入します。

- (5) ㉑には、当期が平成27年4月1日前に開始した事業年度である場合に、㉒に記入した金額に係る各事業年度においてその他株式等の配当等の額から控除すべきものとして計算した負債の利子の額の合計額を記入します（当期が平成27年4月1日以後に開始した事業年度である場合には、㉑への記入は必要ありません）。

この場合、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき平成27年改正前の法人税法第23条及び平成27年改正前の法人税法施行令第22条第2項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記入することになりますので、注意してください。

なお、控除すべきものとして計算した負債の利子の額が受取配当等の合計額を超えるため益金不算入額が生じなかった事業年度又は受取配当等はあるが益金不算入の適用を受けなかった事業年度における金額も全て㉑に含めることに留意してください。

- (6) ㉓には、次により計算した金額を記入します。

イ 租税特別措置法第67条の7（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）の規定の適用を受ける場合

$$\text{⑰} + (\text{⑱} - \text{㉓}) + (\text{㉔} - \text{㉕}) \times 50\% + \text{㉖} \times 40\%$$

ロ イ以外の場合

$$\text{⑰} + (\text{⑱} - \text{㉓}) + (\text{㉔} - \text{㉕}) \times 50\% + \text{㉖} \times 20\%$$

なお、この金額が「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の益金不算入額ですから、これを別表四の「減算」欄の㉒（「総額①」）及び「社外流出③※」に移記します。

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(一)付表 受取配当等の額の明細書

- 設例の場合は租税特別措置法第67条の7の規定の適用はありませんので、33には上記ロにより計算した819,161円を記入します。また、基準年度実績による負債利子等の額 (27の130,839円) が当年度実績による負債利子等の額 (11の131,916円) より少ないので、「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」を選択する方が有利ですからこれを選択し、益金不算入額819,161円を別表四の「減算」欄の4に移記します。